

中国向け水産物の輸出再開に向けた 必要な手続き等について

厚生労働省	食品監視安全課	小西輸出先国規制対策室長
農林水産省	規制対策グループ	内海国内対策室長
水産庁	漁政部	加工流通課
	増殖推進部	研究指導課
		溝部課長補佐
		中山課長補佐

令和7年7月4日

1. 中国向け水産物輸出再開までの経緯

○令和5年8月24日

日本のALPS処理水放出を理由に中国は日本の水産物の禁輸を公表。

○令和7年5月28日

日本産水産物の中国向け輸出再開に必要な技術的要件について合意。

日本産水産物の中国向け輸出再開に必要な技術的要件について合意しました

× ポスト 印刷

令和7年5月30日
農林水産省

農林水産省は、5月28日（水曜日）、北京において、中国海関総署との間で、日本産水産物の輸出再開に必要な技術的要件について協議を行い、合意しました。

概要

令和5年8月のALPS処理水の海洋放出に伴い停止されていた日本産水産物の中国向け輸出に関しては、昨年9月に日中両政府で「日中間の共有された認識」を発表し、IAEAの枠組みの下での追加的モニタリングが実施されるとともに、過去3回にわたり技術協議を実施してきました。

5月28日に北京で開催された4回目の技術協議において、日中双方は、中国向け輸出再開のために必要な技術的要件について合意に至りました。今後、中国側の必要な手続を経て、輸出再開が見込まれます。

○令和7年6月29日

中国海関総署は、日本の一部地域の水産物の輸入を条件付きで回復させることに関する公告を公表。

2. 合意を踏まえた今後の中国の輸入規制の概要について

- A L P S 処理水の海洋放出前にも要件となっていた、輸出時の放射性セシウム及びヨウ素の検査証明書、産地証明書、衛生証明書の添付は引き続き必要。
- また、A L P S 処理水の海洋放出前に中国側に登録されていた輸出施設については、今後再登録された施設から輸出が可能。A L P S 処理水の海洋放出前は、10都県の輸出施設の登録は認められていなかったため、当面は37道府県の施設からの輸出に限られる。
- このほか、放射性ストロンチウム及びトリチウムについて、初回輸出前に製造・加工等施設ごとに1回検査を行う必要がある。

地域	規制内容（水産物）
10都県 （宮城、福島、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、長野、新潟）	輸入禁止
37道府県	<放射性物質検査証明書> セシウム134、137、ヨウ素131については、<u>輸出口ット毎に中国の放射性物質基準に適合することの証明</u>。 <放射性物質検査報告書> ストロンチウム90、トリチウムについては、<u>初回輸出前に製造・加工等施設毎に1回検査を実施し、毎回の輸出口ット毎に当該検査報告書のコピーを添付</u>。 <産地証明書> + <衛生証明書> 10都県以外で生産されたことの証明 等

3. 中国向け水産物の輸出再開に向けた今後の流れ

企業の対応

施設の再登録手続き

- ・必要書類等を地方厚生局・農林水産省輸出・国際局に提出
- ・国が中国側に一括送付

(中国において再登録手続完了)

- ・中国側のシステムで公表

加工・製造等の開始

- ・施設の再登録日以降に加工・製造等された水産物のみ輸出可能
- ・輸出に向けた必要書類の準備
 - 衛生証明書
 - 産地証明書
 - 放射性物質検査証明書
(セシウム134、137、ヨウ素131) ※
 - 放射性物質検査報告書
(ストロンチウム90、トリチウム)

輸出

ストロンチウム90、トリチウム検査の流れ

検査計画の公表

- ・〇月分（毎月）の検査対象種、検査数を水産庁ホームページにて公表

検体の公募

- ・公募期間は10日程度
- ・応募者多数の場合は抽選とし、当選者に検体の送付を依頼

検査機関による分析・検査報告書の発行

- ・検体代、送料及び分析費は国で負担
- ・検査期間は1.5か月程度

検体の送付

放射性物質検査報告書の発行
(ストロンチウム90、トリチウム)

※セシウム134、137、ヨウ素131の放射性物質検査証明書の申請に必要な検査報告書は独自で調達していただきます。

4. 中国向け水産物の取扱施設の再登録手続と今後のスケジュール

(1) 輸出水産食品の再登録手続

認定施設（最終加工施設、最終保管施設）を有する事業者は以下の必要書類を期限までに施設認定機関宛てに提出してください。

<必要書類>

- ・点検票
- ・登録申請書及び適合宣言書
- ・施設認定書
- ・輸出額及び主要輸出品目の報告

<提出期限>

- ・当面の間、原則として毎月20日（休日の場合は翌営業日）必着
- ・翌月までにとりまとめて中国側に提出します

<提出先>

地方厚生局

<留意事項>

中国側の再登録が完了した日以降に製造・加工されたものが、衛生証明書の発行対象になりますので、ご注意ください。

※必要書類の様式や記載例、施設認定機関の情報など、手続きの詳細については、農林水産省ホームページにて掲載しています。
(https://www.maff.go.jp/j/shokusan/hq/i-4/china_suisan.html)

4. 中国向け水産物の取扱施設の再登録手続と今後のスケジュール

(2) 輸出活水産物の再登録手続

認定施設（養殖施設、包装施設）を有する事業者は以下の必要書類を期限までに提出してください。

<必要書類>

- ・点検票
- ・登録申請書及び適合宣言書
- ・施設情報が確認できる書類
 - 行政機関が発行した施設に関する証明書類（例 区画漁業免許状、営業許可証 等）
- ・水生動物疾病に関する公的検査結果
 - 取扱要綱に準じて行政機関又は検査機関が実施した、水生動物疾病の最新の目視検査結果
- ・有毒・有害物質に関する公的サンプリング検査結果
 - 貝毒、重金属、微生物、残留農薬・動物用医薬品等の、最新の公的なサンプリング検査結果

<提出期限>

- ・当面の間、原則として毎月20日（休日の場合は翌営業日）必着
- ・翌月までにとりまとめて中国側に提出します

<提出先>

農林水産省輸出・国際局規制対策グループ水産物班

<留意事項>

中国側の再登録が完了した日以降に水揚げされたものが、衛生証明書の発行対象になりますので、ご注意ください。

※必要書類の様式や記載例、提出先の情報など、手続きの詳細については、農林水産省ホームページにて掲載しています。
(https://www.maff.go.jp/j/shokusan/hq/i-4/china_suisan.html)

4. 中国向け水産物の取扱施設の再登録手続と今後のスケジュール

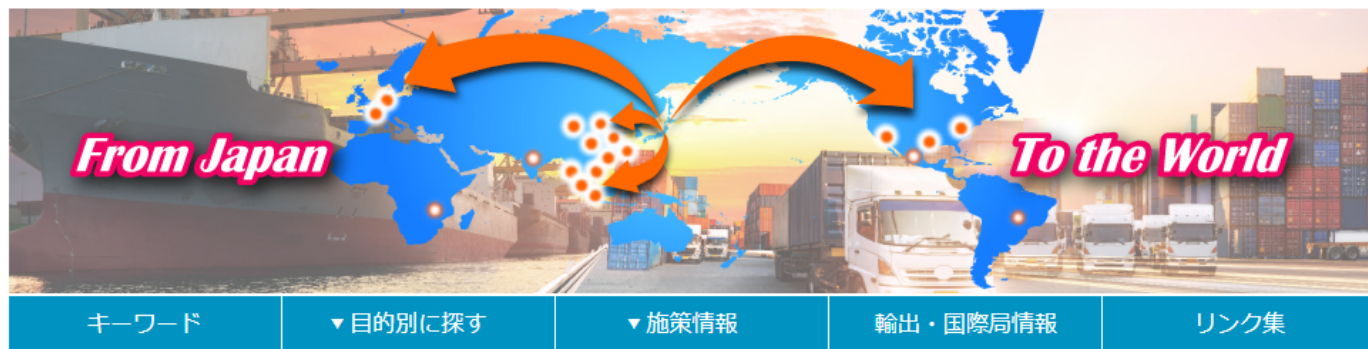
手続の詳細について

必要書類の様式や記載例、提出先の情報など、手続の詳細については、農林水産省ホームページにて掲載しています。

https://www.maff.go.jp/j/shokusan/hq/i-4/china_suisan.html

ホーム > 輸出・国際

輸出・国際局



キーワード

▼ 目的別を探す

▼ 施策情報

輸出・国際局情報

リンク集

輸出・国際局トップ
ページの新着情報から
ご確認いただけます。

NEWS 新着情報

輸出・国際局情報

輸出企画 令和7年5月の農林水産物・食品の輸出額を公表しました（7月2日） **New**

規制対策 中国向け水産物の輸出再開に必要な取扱施設の再登録手続を公開しました（6月30日） **New**

輸出企画 「訪日外国人旅行者による食関連消費拡大に向けた検討会（第1回）」を公開しました（6月9日） **New**

輸出企画 令和7年4月の農林水産物・食品の輸出額を公表しました（6月2日） **New**

輸出・国際局 過去の新着情報

報道発表

国際地域 庄子農林水産大臣政務官の海外出張（中国）結果概要について（6月27日） **New**

国際戦略 笹川農林水産副大臣の海外出張について（6月27日） **New**

国際経済 小泉農林水産大臣とジョージ・グラス次期駐日米国大使との会談（6月24日） **New**

国際地域 庄子農林水産大臣政務官の海外出張（中国）について（6月23日） **New**

輸出・国際局 過去の報道発表

5. 7月分のストロンチウム90、トリチウム検査計画と今後のスケジュール

7月分の検査計画

品目	検査数
ホタテガイ	8
マグロ類	6
タラ類	4
ナマコ類	2
ヒラメ	1
コンブ類	1
上記以外の水産物	18
合計	40

- ・検査の公募※ (6/30-7/10)
- ・抽選・当選者への連絡 (7/11日途)
- ・検体の送付受付 (7/11以降随時)

【参考】

8月分の検査計画・検査の公募等 (7月中旬以降)

6. 問い合わせ先

＜施設の再登録手続き＞

【活水産物】

農林水産省輸出・国際局規制対策グループ 古田・河合・北澤 03-6744-1778

【水産食品】

厚生労働省食品安全課輸出先国規制対策室 輸出水産食品担当 03-3595-2337

＜全般・モニタリング計画関係＞

水産庁加工流通課 溝部・屋敷・大谷 03-3502-7947